

所管部課	総務部 職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市職員の定年等に関する条例施行規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市職員の定年等に関する条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 趣旨 東大和市職員の定年等に関する条例の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(2) 主な内容 勤務延長、管理監督職勤務上限年齢による降任、管理監督職への任用の制限の特例定年前再任用、暫定再任用、暫定再任用に係る選考等の基準、条例附則第8条の規則で定める短時間勤務職、規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員</p> <p>(3) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 国や都の制度との権衡を保ち、適正な制度運用を行うことができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課による事前審査済。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに制定の手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。